平成２１年（フ）第９２１号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアＹＡＳＵＴＯＭＩ606号、従前の住所兵庫県姫路市安富町塩野268番地６
債務者　永安　孝司
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目254番地の７
債務者　的場　里子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県姫路市幸町91番地１　コムロワイヤル602
債務者　清水　利雄
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県姫路市飾磨区玉地797番地　第二スイスビル２Ｆ－２Ｂ、従前の住所兵庫県姫路市広畑区早瀬町２丁目49番地
債務者　隅田　芳行
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県姫路市東延末１―124　ダイヤモンドコーポ605、住民票上の住所兵庫県姫路市東今宿５丁目６番23号
債務者　清水美代子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目47番地コートエスペランサ302号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町高畑118番地の32
債務者　藤原　昌子（旧姓眞利）
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０号
兵庫県姫路市大津区天満951番地１　石川マンション201
債務者　山下彌壽惠
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市飾磨区加茂174番地　メゾン釜池Ａ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家1429番地１　ニューシティー上田102
債務者　橋本　香里
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２号
鳥取県米子市両三柳4429番地１
債務者　西村みのり
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３９号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目２番27号　ひかりマンション212
債務者　横部　勝信
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１３３号
広島市西区中広町１丁目７番２―204号、申立時の住所広島市南区西旭町16番28―101号
債務者　橋本　　優
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
広島市西区三篠町２丁目３番６―102号
債務者　國吉　和信
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３号
広島市中区広瀬北町７番25―303号
債務者　石津　　肇
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４号
広島市佐伯区利松１丁目26番29号、住民票上の住所島根県浜田市三隅町向野田3036番地
債務者　川本　数明
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３号
広島市安佐北区口田４丁目17番18号
債務者　片山　和子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０号
広島市西区山手町８番19―403号
債務者　胡麻田由紀美
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部